黒部市民病院提出用

合　意　書

**黒部市民病院と保険薬局名称：　　　　　　　　　　　　　は、黒部市民病院発行の院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被ることがないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。**

【記】

**1.　院外処方せんにおける疑義照会の運用について**

　保険薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の業務負担軽減の観点から、「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル(別紙)」に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医への同意の確認を不要とする。

**2.　運用開始について**

　令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　から運用を開始する。

**3.　合意の解除及び内容の変更について**

合意の解除、合意内容の変更については、必要時に協議することとする。

　以　上

　令和　　　年　　月　　日

　　　　　住　所：　富山県黒部市三日市1108番地１

　　　　　名　称：　黒部市民病院

　　　　　代表者：　院長　辻　宏和　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　住　所：

名　称：

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印